

特 67

393

兩
假
名
附
違
警
罪

036174-000-4

特 67-393

兩假名附違警罪

陣座 嘉七/訓

M15

BBP-0841



此小冊子は客年七月太政官第三十六号を以て布告しられたる刑法中の違警罪なるものを各自の心得ておらねば不識不知矢敗あらぬまともはかどめたけせば江湖の看客に明瞭からしめむたえ平仮名を左右に附けて其意を解り易からしむ然もども匆卒に筆を執りたるに加ふるに余輩の淺見なるゆゑに意味の尽さざる處ありとせざ伏して看客に恕せられんまともを庶幾ものはあまたどうとゆあさのさとしすむ

副點兼印刷人

成文堂 陣座 嘉七

違警罪

左の諸件を犯したる者は三日以上十日以下の拘留處又は壹

圓以上壹圓九十五錢以下の科料處

- 一 規則を遵守せざらば火藥其他破裂すべき物品を市街に運搬したるを犯したるを犯
- 二 規則を遵守せざらば火藥其他破裂すべき物品又はみづらら火を發しべき物品を貯藏したるを犯
- 三 官許を得ざらば煙火を製造し又は販賣したるを犯
- 四 人家稠密の場所におゐて濫りに煙火其他火器を玩びたるを犯
- 五 蒸氣器械其他煙筒火籠を建造修理し及び掃除する規則を違

- 六 官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざるもれ
- 七 官許を得て死屍を解剖したるもれ
- 八 自己の所有地内に死屍あることを知して官署を申告せざ又は他所を移したるもれ
- 九 人を毆打して創傷疾病に至らしめ居るもれ
- 十 密に賣淫を爲し又は其媒合容止を爲したるもれ
- 十一 人の住居せざる家屋内に潜伏したるもれ
- 十二 定たる住居なく平常營生の産業なくして諸方に徘徊するもれ

- 十三 官許の墓地外に於て私に埋葬したるもれ
 - 十四 違警罪の犯人を曲庇したるもれ
證のたぬ刑をまぬらしたる時は第二百十九條の例に従ふ
- 左の諸件を犯したるものは二日以上五日以下の拘留に處し又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す
- 一 人家の近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚くもの
 - 二 水火其他の變に際し官吏より防禦すべきの求めを受け傍觀して去るを肯ぜざるもれ
 - 三 不熟の菓物又は腐敗したる飲食物を販賣したるもれ
 - 四 健康を保護する爲め設けたる規則又は傳染病豫防規則に違反したるもれ

- 五 人々通行すべき場所にある危険の井溝其他凹所に蓋又は防圍を爲さざるも此
- 六 路上におゐて犬その他の獸類を激し又を警逸せしめたるも此
- 七 發狂人々看守を怠り路上に徘徊せしめたるも此
- 八 狂犬猛獸等の繋鎖を怠り路上に放ちたるも此
- 九 變死人々檢視を受けざりて埋葬したるも此
- 十 墓碑及び路上の神佛を毀損し又は汚漬したるも此
- 十一 神祠佛堂其他公の建造物を汚損したるも此
- 十二 公然人を罵詈嘲弄したるも此但訴をもちてその罪を論ぜ左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留に處し又は

- 二十錢以上一圓二十五錢以下の料料に處し
- 一 濫りに車馬を疾驅あて行人の妨害を爲したるも此
- 二 制止を背せざりて人々群集したる場所に車馬を牽きたるも此
- 三 夜中燈火をくして車馬を疾驅する者
- 四 木石等を道路に堆積して防圍を設けざり又は標識の點燈を怠りたるも此
- 五 瓦礫を道路家屋圍に投擲したるも此
- 六 禽獸の死屍を道路に棄擲し又は取除かざるも此
- 七 汚穢物を道路家屋圍に投擲したるも此
- 八 警察の規則に違背して工商の業を営みたるも此

- 九 醫師穩婆事故かくして急病人の招きに應ぜざるもの
 - 十 死亡の申告を爲さざりて埋葬したるもの
 - 十一 流言浮説をかいて人を誹惑したるもの
 - 十二 妄言に吉凶禍福を説き又は祈禱符咒等を爲し人を惑はして利を圖るもの
 - 十三 私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け又は軒楹を出したるもの
 - 十四 官許を得ざりて路傍又は河岸に床店等を開きたるもの
 - 十五 路上の植木市街の常燈及び厠場等を毀損したるもの
 - 十六 道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したるもの
- 左の諸件を犯したるものは一日の拘留に處し又は十錢以上一圓

以下の科料に處し

- 一 官署よる價額を定めたる物品を定價以上に販賣したるもの
- 二 渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又は故なく通行を妨げたるもの
- 三 渡船橋梁其他通行錢を拂ふべき場所に於て其定價を出さざりて通行したるもの
- 四 路上に於て賭博に類する商業をかしたるもの
- 五 官許を得ざりて劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したるもの
- 六 溝渠下水を毀損し又は官署に督促を受けて溝渠下水を浚ふもの

七 制止を背ぜざして路傍に食物の商品を羅列したるもの
 八 官許を得ざして獸類を官有地に放ち又は牧畜したるもの
 九 身體に刺文を爲し及び之を業とするもの
 十 他人の繫ぎたる牛馬其他の獸類を解放したるもの
 十一 他人の繫ぎたる舟筏を解放したる者
 左の諸件を犯したる者は五錢以上五十錢以下の科料に處す
 一 橋梁又は堤防の害となる可き場所に舟筏を繫ぎたるもの
 二 牛馬諸車其他物件を道路に横たゑ又は木石薪炭等を堆積し
 て行人の妨害をなしたるもの
 三 車馬を並べ牽て行人の妨害をなしたるもの
 四 水路に於て舟を並べ通船の妨害をなしたるもの

五 氷雪塵芥等を路上に投棄したるもの
 六 官署の督促を受けて道路の掃除をなさざるもの
 七 制止を背ぜざして路上に遊戯をなし行人の妨害をなしたるもの
 八 牛馬を牽き又は繫ぐ事を忽せにして行人の妨害をなしたるもの
 九 出入を禁止したる場所に濫りに出入したるもの
 十 通行禁止の榜示を犯して通行したるもの
 十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を背ぜざるもの
 十二 濫酔して路上に喧噪し又は醉臥したるもの
 十三 路上の常燈を消したるもの

- 十四 人家の牆壁に貼紙及び樂書したるもの
- 十五 邸宅の番号標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したるもの
- 十六 他人の田野園圃に於て茶菓を採食し又は花卉を採折したるもの
- 十七 公園の規則を犯したるもの
- 十八 通路なき他人の田圃を通行し又は牛馬を牽入れたるもの

定價貳錢五厘

明治十五年一月六日御届濟

副點兼 陣 座 嘉 七
出板人

紀伊國有田郡湯淺村四百三十一番地

